

# 平成29年3月教育委員会臨時会会議録

平成29年3月9日 開催

静岡市教育委員会

## 平成29年3月静岡市教育委員会臨時会次第

### 1 日時

平成29年3月9日（木） 午後3時

### 2 場所

静岡市役所 上下水道局庁舎 7階 71会議室

### 3 日程

#### (1) 開会

#### (2) 会議録署名人の決定

#### (3) 議事

議案第35号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について

議案第36号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について

議案第37号 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

議案第38号 静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部改正について

#### (4) その他

#### (5) 閉会

平成29年3月教育委員会臨時会会議録

- 1 日 時 平成29年3月9日（木） 午後3時開会
- 2 場 所 静岡市役所 上下水道局庁舎 7階 71会議室
- 3 出席者 教育委員 委員長 伊藤嘉奈子 委 員 伊澤 三郎  
委 員 佐野 嘉則 委 員 橋本ひろ子  
委 員 杉山 節雄 教育長 高木 雅宏
- 事務局
- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 教育局長                | 望月 久  |
| 教育局次長               | 森下 靖  |
| 教育局理事（教育環境・権限移譲担当）  | 高井 絢  |
| 教育局理事（学校給食担当）       | 森下 修一 |
| 教育局参与               | 月見里茂希 |
| 参与兼教育総務課長           | 高津 祐志 |
| 教育総務課教育力向上政策担当課長    | 市川 靖剛 |
| 教育総務課管理主事           | 佐野 仁彦 |
| 教職員課長               | 仁藤 治  |
| 教育施設課長              | 向達 寛  |
| 学校教育課長              | 川島 広己 |
| 学校教育課特別支援教育センター担当課長 | 仁藤 展輝 |
| 参与兼学事課長             | 廣瀬 陽  |
| 教育センター所長            | 瀧浪 泰  |
| 中央図書館館長             | 佐野 和宏 |
| 教育総務課主幹兼調整係長        | 宮城島清也 |
| 教育総務課主査             | 宇佐美亜希 |

#### 4 日程

##### (1) 開会

伊藤委員長            それでは、ただ今から、平成 29 年 3 月 静岡市教育委員会臨時会を開催します。佐野委員から、都合により遅刻されると事前に連絡を受けていますが、6 人の教育委員のうち、5 人が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する定足数を満たしております。

##### (2) 会議録署名人の決定

伊藤委員長            本日の会議録署名人を高木教育長に指名

##### (3) 議事 ・ (4) その他

伊藤委員長            それでは、お手元の資料「会議の流れ」をご覧ください。本日は、議案 8 件について、御審議をお願いします。また、その他の案件が 2 件ございます。なお、議案第 39 号から第 42 号までの議案 4 件とその他の案件 1 件は、人事に関するものです。これらについては、旧地方教育行政の組織 及び 運営に関する法律 第 13 条第 6 項のただし書の規定により、非公開での審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員                異議なし。

伊藤委員長            はい。ご承認いただきましたので、これらの 5 件は、非公開で審議することといたします。非公開案件につきましては、公開案件の審議の後に行うことといたします。

##### <議案第 35 号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について>

伊藤委員長            それではさっそく審議に入ります。まず、議案第 35 号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について、事務局から御説明をお願いします。

文化財課長            議案説明

伊藤委員長            ありがとうございます。すみませんが、新旧対照表は、どこを見ればよろしいでしょうか。

教育総務課長          新旧対照表につきましては、5 / 5 ページをご覧ください。今まで 16 番が「浜

石野外センターに関すること」だったのですが、こちらに新しく「全国高等学校総合体育大会に関すること」を加えて、後の番号をすべてずらしました。

伊藤委員長           ご説明ありがとうございます。もう一つ、質問させてください。協議書（案）の表ですが、スポーツ振興課が随分多く載っていますが、スポーツ交流課とはどのような関係になりますか。

教育総務課長       資料の組織図をご覧ください。今まで、スポーツ振興課だけだったものが、業務が非常に多くなりまして、エスパルスのホームタウンの関係でありますとか、平成 30 年度に開催予定の高校総体の関係の業務を行うためにスポーツ交流課をつくり、教育委員会の事務を補助執行させるものでございます。

伊藤委員長           ご説明ありがとうございます。議案 35 号について、ご質問、ご意見はありますか。

伊澤委員           平成 30 年度に高校総体があるということは、既に準備が進んでいるということでしょうか。

教育総務課長       スポーツ振興課で進めております。

伊藤委員長           ほかにはよろしいですか。

各 委 員           質問・意見なし

伊藤委員長           それでは、議案第 35 号については、原案どおりということによろしいでしょうか。

各 委 員           異議なし

伊藤委員長           それでは、原案どおり承認といたします。

#### <議案第 36 号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について>

伊藤委員長           つづきまして、議案第 36 号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議書の締結について、事務局からご説明をお願いします。

教育総務課長       議案説明

伊藤委員長           この件について、何か、ご質問、ご意見はありますか。説明の中で、新旧対照表

の教育長が省略されている理由は何ですか。

教育総務課長 新たな教育長は特別職になりますので、補助執行させることができないため、教育長は外すことになりました。

伊藤委員長 市長の権限に関することは、教育長は何もしないということになりますか。

教育総務課長 新しい教育長につきましては、代表者として執行することになるので補助執行することはできないということでございます。

教育総務課  
担当者 新しい教育長については、教育委員会の代表者となります。市長の事務を補助執行させることができる職員というのが、教育委員会の指示に従って働いている職員が補助機関ということになるのですが、補助機関たる職員にしか、補助執行させられないものですから、教育長を除くということになります。

伊藤委員長 教育長は、補助機関ではないということですね。

教育総務課  
担当者 そうです。

高木教育長 今は、教育委員会の代表者は教育委員長なので、委員長の下で教育長は動いているということなので補助執行要員になるけれども、新教育長は代表者になるので補助執行要員ではないという解釈だと受け止めました。

伊藤委員長 説明ありがとうございました。ほかには、ご質問、ご意見ございますか。

各 委 員 質問・意見なし

伊藤委員長 それでは、議案第 36 号については、原案どおりということよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

#### <議案第 37 号 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について>

伊藤委員長 つづきまして、議案第 37 号 静岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について、事務局からご説明をお願いします。

教育総務課長	議案説明
伊藤委員長	説明ありがとうございました。ちょっと聞いただけだとわかりにくいのですが、最初の組織の説明のところ、例えば、教職員課で人事第1係、人事第2係がありますが、どのような内容でわかれていますか。
教職員課長	人事第1係につきましては、いわゆる人事業務でございます。職員のサービス管理であるとか、人事異動その他の業務を所管いたします。人事第2係につきましては、教職員の定数関係、それから採用関係を所管するという方向で準備を進めています。
伊藤委員長	例えば、教職員が不祥事を起こしたときには、どちらになりますか。
教職員課長	第1係になります。
伊藤委員長	それから、学校教育課の教育課題係と教育課程係は、新しい名前ですが、どのような内容になりますか。
教育総務課長	教育課題係の主な内容としては、小中一貫教育の全校への推進、校務支援システムの推進、あと総合教育会議でも取り上げた部活動の推進の検討などを担当します。
伊藤委員長	こどもの貧困対策はどうなりますか。
教育局次長	今までは、生徒指導係が担当してきて、おそらく、今後もそのままになるだろうと思います。
伊藤委員長	いじめ問題も生徒指導係ですか。
教育局次長	そうです。
橋本委員	以前に学校訪問機能を教育センターに移すと伺ったことがあります。教育センターの研修係に移すことになりますか。
教育局参与	これまで、学校教育課が担当していた計画訪問につきましては、教育センターに指導主事を拡充して実施します。
橋本委員	企画係と研修係は、今までと同じですが、そこは変えずにどちらで対応するので

すか。

教育局参与 これまでも研修の機会に応じて、学校訪問を実施してきました。回数は増えてますが、規則上の表記は変える必要がないということで今回の改正対象にはなっておりません。

橋本委員 研修係の中に位置付けるということですね。

教育局参与 そうです。

伊藤委員長 教育課程係は、どのようなことをやるのですか。

教育総務課長 教育課程係につきましては、さきほど学校の経営支援をしていくと説明しましたが、退職校長を任用して各学校の経営支援にあたるといったことや、教育課程の作成といった業務を担当します。

伊藤委員長 学校経営といいますと校長先生への支援になるのでしょうか。

教育総務課長 はい。

教育局参与 教育課程係の業務ですが、経営支援に関することが核になるわけですが、それ以外に教育課程編成に関する事、全国学力学習状況調査に関する事、教科書の採択に関する事、副読本の作成に関する事、学校図書館の運営に関する事などを主なものとして考えております。

高木教育長 今、委員のみなさまからご指摘があったとおり、来年度、今まで考えられていた教育委員会の課の事業に移動があります。権限移譲に伴っての移動もありますし、新たな教育課題に直接的に対応するために変化が生まれてきています。今、説明があったとおりです。現場の先生方は、教育委員会のどの課がどういう仕事をしているのか、戸惑いがあると思いますので、今、みなさんから質問があったようなことを現場にお伝えするようにする、もしくは、一般の方々にもお伝えするようにする必要を感じていますので善処していきたいと思っています。

形としては、規則を改正するということになりましたが、わかりやすく見やすいかたちで現場の先生方にわかるような体制をとっていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

伊藤委員長 先生方の周知、一般の方々への周知の際に、私たちにもそうした資料をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。



高木教育長 よりわかりやすいかたちで作ります。

伊藤委員長 先生への支援は、とても重要なことだと思いますので、ぜひ、積極的に取り組んでいただければと思います。

伊澤委員 新旧対照表の教職員課の(13)に、新たに静岡市の職員の健康審査会と書かれていますが、どのような内容でしょうか。

教職員課長 精神疾患を含む病気等で休んでいる職員がおりますが、その職員が復帰をする際に業務の遂行に支障がないかどうか、本人の健康状態の確認を、専門の医師を含めた審査会で確認する会でございます。

伊澤委員 今まで、そういう会はなかったのですか。

教職員課長 今まで、教育総務課が所管しておりましたが、権限移譲等の組織再編に伴い、教職員課が所管することになりました。

伊澤委員 通常の業務をされている教職員の方々の健康のサポートや管理を行う会ではなく、病気をされた方が仕事に復帰するためのものなのですね。

教職員課長 おっしゃられるとおり、復帰するための会でございます。

伊澤委員 わかりました。

伊藤委員長 ほかにはよろしいですか。

各委員 質問・意見なし

伊藤委員長 それでは、議案第 37 号については、原案どおりということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

<議案第 38 号 静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱の一部改正について>

伊藤委員長 つづきまして、議案第 38 号 静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び

変更に関する要綱の一部改正について、事務局からご説明をお願いします。

学事課長 議案説明

伊藤委員長 説明ありがとうございました。ただいまの議案第 38 号につきまして、何か、ご質問、ご意見はありますか。

各委員 質問・意見なし

伊藤委員長 それでは、議案第 38 号については、原案どおりということよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

伊藤委員長 それでは、原案どおり承認といたします。

#### ○平成 27 年度包括外部監査結果に対する措置の状況について

伊藤委員長 引き続きまして、その他の案件に移ります。平成 27 年度包括外部監査結果に対する措置の状況について、事務局からご説明をお願いします。

教育局次長 議案説明

伊藤委員長 説明ありがとうございました。この件に関して、何か、ご質問、ご意見はありますか。残り 4 件はどのような内容ですか。

教育局次長 残り 4 件ですが、一つ目は、市立高校が積み立てている田安門の保存費の扱い。二つ目は、桜が丘高校の分収林について、現在使用していないので賃貸借契約を解約したらどうかということ。三つ目と四つ目は、中山間地の P T A 校外教育事業支援補助金についてが 2 件で、合計 4 件です。

伊藤委員長 ありがとうございます。この件について、ご質問、ご意見はありますか。

高木教育長 局次長から説明があったとおり、P T A 活動の活動に教員が勤務時間内に携わっているという指摘なんです。P T A の活動が公のものなのかどうかの区別がつきづらいため、そこに教員や事務職員が関わることの正当性の判断がつきづらい。外部の監査人から見ると、分けるべきではないかという指摘があり、お答えに苦慮していたというところです。私たちが、よしと思ってやっていたことも外部から見るとそうではないという見識が多々あります。教育委員としても、一

一つをじっくり見ていく必要があるのではないかと思います、現実的には難しい課題だと思います。以上、感想を含めて。

杉山委員 組織として、保護者だけのものではなく、先生も入ってPTAなので現状でいいのではないかと思います。外部監査で、指摘されても、先生も大変だと思います。

高木教育長 個人的には同感でございます。

伊藤委員長 他にはよろしいですか。一点、お伺いしたいのですが、包括外部監査は、毎年、行うものなのですか。

教育局次長 毎年テーマが変わるものですから、必ずしも教育委員会が対象になるわけではありません。

伊藤委員長 市のどこかの部署が対象になるけれども、教育委員会になるかどうかはわからないと。

それでは、この件については、よろしいでしょうか。

各委員 質問・意見なし

伊藤委員長 他にご報告等ありますか。

事務局 報告等なし

伊藤委員長 他にご報告等ないようでしたら、ここから非公開の審議に移ります。関係者以外は、ご退室ください。また、傍聴されている方がいらっしゃいましたら、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

#### <議案第39号 教育委員会職員の人事について> (非公開)

教職員課長 資料に基づいて説明

各委員 承認

#### <議案第40号 教育職員(指導主事)の人事について> (非公開)

教職員課長 資料に基づいて説明

各委員 承認

<議案第 41 号 教育職員（高等学校）の人事について>（非公開）

教職員課長 資料に基づいて説明

各 委 員 承認

<議案第 42 号 教育職員（小学校・中学校）の人事について>（非公開）

教職員課長 資料に基づいて説明

各 委 員 承認

○教職員の人事について（非公開）

教職員課長 資料に基づいて説明

各 委 員 了承

(5) 閉会

伊藤委員長 以上で、平成 29 年 3 月教育委員会臨時会を閉会します。

午後 4 時 32 分